

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には出席停止の期間が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できません。医師の許可が出るまで、自宅で療養するようにお願いいたします。

学校感染症の可能性があって欠席する場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いいたします。

登校をする際は、「学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準」を遵守していただくか、医師の診察を受け全快または感染の恐れがないと認められてから登校するようにして下さい。その際に、下記の「学校感染症による出席停止期間報告書」を保護者の責任で記入し、医療機関発行の診療明細書又は領収書・処方薬の説明書等のコピーを添付して担任に提出してください。確認後返却します。

----- き り と り -----

学校感染症による出席停止期間報告書

東京都立中野工科高等学校長 殿

定時制課程 年 組 番 氏名

1. 診断名 _____

2. 受診日 年 月 日 ()

3. 出席停止を必要とする期間

令和 年 月 日 () より 月 日 () まで

※出席停止期間は、裏面を参照、もしくは医師に確認してください。

4. 医療機関名及び連絡先

医療機関名 ()

TEL ()

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

領収書等確認印

担任	教務	養護教諭